

計 第 1 1 9 6 号

令和 4 年 10 月 21 日

兵庫県議会議長

小 西 隆 紀 様

兵庫県知事

齋 藤 元 彦



県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の「基本的な計画」について

令和 4 年度及び 5 年度前半に策定・改定予定の計画について、別紙のとおりとりまとめましたので報告します。

令和4年度及び令和5年度前半に策定・改定予定の計画について

1 趣旨

県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（以下「基本計画条例」）に関し、令和4年度及び令和5年度前半に策定・改定予定の計画について報告する。

2 策定・改定予定計画の区分と概要

(1) 基本的な計画（議決対象）

政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画で、いずれも既存計画を改定するもの

名称	内容	期間	理由	担当部局課
兵庫県地域創生戦略 (改定)	[位置づけ] ・まち・ひと・しごと創生法第9条に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・兵庫県地域創生条例第6条に基づく地域創生を総合的に推進するための基本的な計画 [内容] ・地域毎の特性や強みを活かした人口対策・地域の元気づくりなどの目標、施策等	R2～6 (5年) 中間見直し	基本計画条例第2条により指定済み	企画部 総合企画局 計画課
ひょうご経済・雇用活性化プラン(改定)	[位置づけ] ・2023～2028年度の経済・雇用に関する県政運営の基本的な考え方及び施策の方向性を示す基本的な計画 [内容] ・産業・雇用活性化の基本方向、産業・雇用強化のための施策、評価指標等	R5～9 (5年)	基本計画条例第2条により指定済み	産業労働部 地域経済課

(2) 基本的な計画ではない計画（議決対象外）

上位計画等で定められた基本方針の内容を具体的に示す計画または具体的施策を記載する実施計画等

(ア) 既存計画を改定するもの

名称	内容	期間	理由	担当部局課
兵庫県自殺対策計画(改定)	[位置づけ] ・自殺対策基本法第13条に基づく計画 [内容] ・自殺対策の取組の方針、相談体制の充実強化などの具体的取組内容、目標値、評価指標等	H30～R9 (10年) 中間見直し	国の指針を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	福祉部 障害福祉課

名称	内容	期間	理由	担当部局課
兵庫県農村地域産業導入基本計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第4条に基づく計画 ・ひょうご経済・雇用活性化プランの下位計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村地域への産業の導入に対する方針、導入すべき産業の業種、導入の目標等 	H28～ 期間の定めなし	左記県計画の下位計画であり、国の基本方針を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	産業労働部 地域産業立地課
兵庫県農業振興地域整備基本方針（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域の整備に関する法律第4条に基づく計画 ・ひょうご農林水産ビジョン2030の下位計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農用地等の確保に関する方針、確保すべき農用地等の面積の目標、農用地等の確保のための施策等 	R4～R12 (9年)	左記県計画の下位計画であり、国の基本指針を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	農林水産部 総合農政課
兵庫県第8次栽培漁業基本計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸漁場整備開発法第7条の2に基づく計画 ・ひょうご農林水産ビジョン2030の下位計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針、目標、施策等 	R5～9 (5年)	左記県計画の下位計画であり、国の基本方針を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	農林水産部 水産漁港課
ひょうご内水面漁業振興方針（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内水面漁業の振興に関する法律第10条に基づく計画 ・ひょうご農林水産ビジョン2030の下位計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内水面水産資源の回復及び内水面における漁場環境の再生に関する取組方向、取組方策等 	H28～ 期間の定めなし	左記県計画の下位計画であり、国の基本方針を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	農林水産部 水産漁港課
兵庫県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画（改定）	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第7条及び第9条に基づく計画 ・兵庫県環境基本計画の下位計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総量削減に向けた方向性、削減目標量、取組方策等 	R6～8 (3年)	左記県計画の下位計画であり、国の基本方針を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	環境部 水大気課

名称	内容	期間	理由	担当部局課
兵庫県廃棄物処理計画(改定)	[位置づけ] ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5に基づく計画 ・兵庫県環境基本計画の下位計画 [内容] ・廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進のための目標、施策等	R4～12 (10年)	左記県計画の下位計画であり、国の基本方針を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	環境部 環境整備課
ふるさと兵庫景観づくり基本方針(改定)	[位置づけ] ・景観の形成等に関する条例第7条に基づく計画 ・まちづくり基本方針の下位計画 [内容] ・景観づくりの方針、景観づくりに向けた取組方策、景観づくりの施策等	H26～ 期間の定めなし	左記県計画の下位計画であり、左記県条例に規定された施策を運用するために策定する、個別分野の実施計画であるため	まちづくり部 都市政策課

(1) 新規に策定するもの

名称	内容	期間	理由	担当部局課
兵庫県再犯防止推進計画(新規)	[位置づけ] ・再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく計画 [内容] ・再犯防止に向けた取組の基本的方向、目標、施策等 (国の第2期再犯防止推進計画の策定にあわせて地域安全まちづくり推進計画より独立)	R5～9 (5年)	国の計画を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	県民生活部 生活安全課
ひょうご新観光戦略(新規)	[位置づけ] ・本県の観光振興の方向性を示す、ひょうごツーリズム戦略に代わる新たな観光分野計画 [内容] ・「Hyogo」ブランドの確立、持続可能な観光地域づくりに向けた取組の基本的方向、目標、施策等	R5～9 (5年)	具体的な施策を示す個別分野の実施計画であるため	産業労働部 観光振興課
環境と調和のとれたみどりの食料システム推進基本計画(仮称)(新規)	[位置づけ] ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第16条に基づく計画 ・ひょうご農林水産ビジョン2030の下位計画 [内容] ・農林水産業における環境負荷の低減に関する目標、環境負荷低減に関する事業活動の内容等	R5～12 (8年)	左記県計画の下位計画であり、国の基本方針を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	農林水産部 総合農政課

名称	内容	期間	理由	担当部局課
兵庫県建築物木材利用促進方針 (新規)	<p>[位置づけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第11条に基づく計画 ・ひょうご農林水産ビジョンの下位計画 <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共建築物における木材利用の目標、建築物における木材の利用促進のための施策等 	R4～ 期間の定めなし	左記県計画の下位計画であり、国の基本方針を踏まえて策定する、個別分野の実施計画であるため	農林水産部 林務課